第

549

묵



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1996年) 平成8年 3月28日 木曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## <sup>企</sup>幹部会議の後の飲食費の取扱い

②:当社は毎月、月末になると幹部を集めて経営会議を行っています。先月、会議が長引いたので、会議終了後、慰労のため近くの小料理屋で宴会をしました。

これに要した費用の取扱いはどのようにすればよいのでしょうか。

★ : 交際費等に該当することになります。
【解説】

会議に関連して、茶菓、弁当などを供与するために通常要する費用は、会議費として交際費等からは除かれることになります。

一方、個人的費用とされる役員や使用人の 飲食費用等を会社が負担した場合には、その 負担した費用は、その役員や使用人に対して 給与を支給したものとして取り扱われます。

さて、ご質問の宴会費用は、通常会議を行う場所で通常供与される昼食程度を超えない ものの範囲にあるとは考えられませんので、 会議費には当たらないと考えられます。

また、会議が会社の都合で夜遅くなったために支出したものであるため、個人的費用の 負担にはなりません。

従いまして、会社の事業関係者に対する接 待、きょう応、慰安等のために支出する費用 として交際費等に該当することになります。

なお、会議が長引いたために供与される夕 食で通常供与される昼食程度を超えない場合 は、会議費として差し支えないでしょう。

